

令和5年度

精神保健福祉センター所報

第 52 集



かんう
「甘雨」2024

しゅう
中村 脩一 氏

福島県精神保健福祉センター

はじめに

精神保健福祉センター所長 畑 哲信

冬場には、太平洋側では空気が乾燥して、夜の星や月がよく見えます。みなさんは、三日月の陰の部分が薄く見えるのを見たことがあるかと思います。さて、この陰の部分が見えるのはなぜだろうと考えたことはあるでしょうか？ 三日月が見えるのは、主には夕方から夜のはじめなので、なんとなく、まだ明るさが残っているのかな、などと考える人もいるかもしれませんが、しかし、明るさが残っているのは地球上の話であって、月には当てはまりません。正しい答えは、月の立場に立って考えるとわかります。月の陰の部分は、地球で言うと真夜中です。真夜中で明かりとなるものという、地球の場合は、人工照明を除くと、星や月、特に月が最も明るく見えます。それを月の立場に置き換えると、月の真夜中でもっとも明るいのは、地球ということになります。つまり、三日月の陰の部分が薄明るく見えるのは地球が月を照らしているから、ということになります。

今、また、月に人類が降り立つという計画が進められています。月に降り立ったつもりになってその風景を思い浮かべてみると、さらに実感がえられるかもしれません。月と比べて地球は直径が4倍ですので、地球から月を見るのよりは、だいぶ大きな地球が月面から見えるはずですが、月から見る地球も満ち欠けしますが、三日月のころというのは、月から見える地球は、満月（満地球？）に近い状態なので、とても明るいということになります。一方、地球から見る月と大きく異なる点があります。それは、月から見る地球は、空の1点にずっと静止している、ということです。月周回衛星かぐやが「地球の出」という、地球が昇ってくる映像を提供してくれましたが、これは、月面に静止した状態では体験できない映像だったのです。月面から見えるのは、大きな地球が、ずっと空の1点にとどまって満ち欠けする、というもので、なんとも不思議な体験かもしれません。

さて、まったく精神保健とは関係のない話のように思われるかもしれませんが、この話には、一つだけ精神保健と似ている点があります。それは相手の立場に立って考えるということです。地球が月を照らすというのは、「地球照」という名前がついていて、今では中学校あたりで学ぶことがあるかもしれませんが、太陽と月と地球の模型をみて客観的にメカニズムを理解するだけでなく、「もし自分が月面にいたとしたら、空がどんな風に見えるか」といったことまで思いめぐらすとよいでしょう。これが、相手の立場に立って考える、ということであり、「共感」という言葉を使ってもよいかもしれません。冒頭で「三日月が見えるのは、主には夕方から夜のはじめなので、まだ明るさが残っているのかな、などと考える」という人もいるかも、と述べましたが、これは、気持ちを同じにしようとしているという点で共感に似ているかもしれませんが、相手の立場に立っていないので、共感ではありません。これは「投影」というものであり、悪く言うと、自分の感覚の押し付け、ないし、こじ付け、ということになります。

正しく共感することは精神保健の基本的な技術です。そのためにしっかりと情報を集めて正しく相手の立場に立って考えること。それによって、気持ちの押し付けやこじ付けを防ぐことができます。共感とは違って、知的な要素が多く含まれる技術なのです。

令和7年3月

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

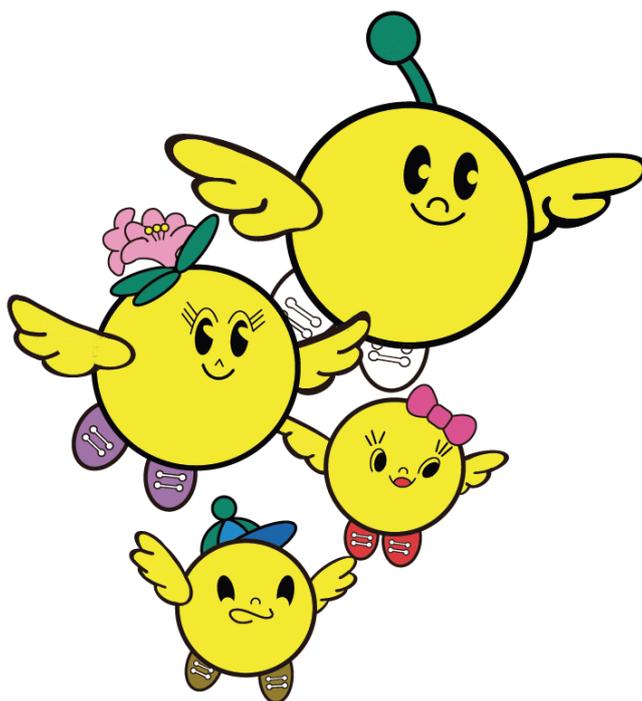
1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	4
3 技術指導・技術援助	6
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	8
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	11
6 自殺対策関連事業	13
7 特定相談事業	18
8 薬物関連相談事業	18
9 依存症相談拠点事業	19
10 精神保健福祉協力組織の育成	21
11 福島県精神医療審査会事務	21
12 災害時精神医療体制整備事業	22
13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	22

III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	24
2 在院患者数、性・年齢・病類別	24
3 自殺者数の推移	25



I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

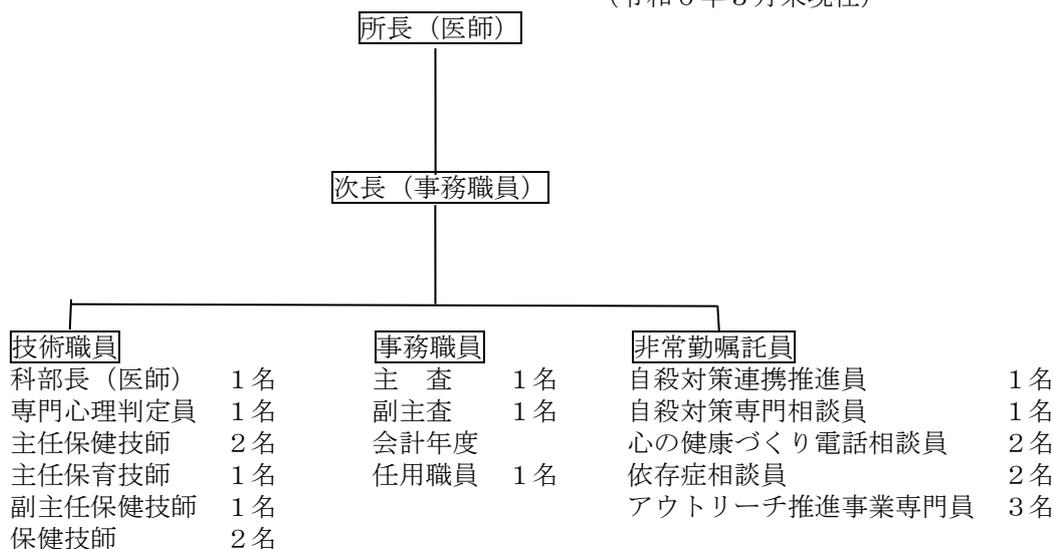
昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定
平成 25 年	精神保健福祉法の一部改正

2 施設の現況

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階 |
| (2) 建物 | 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m ² （5 階部分） |
| (3) 施設完成日 | 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転 |

3 職員の構成

(令和6年3月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例（昭和47年福島県条例第18号）第3条より)

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)

市町村は、障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うに当たり精神保健福祉センター等の意見を聴くことができる。

エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業 務 実 績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
思春期精神保健セミナー	令和5年8月4日 (金) オンラインと会場 視聴のハイブリッド開催	オンライン103名 会場20名 計123名	講演「不登校とゲーム・ネット」 講師 愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科 部長 吉川徹 先生
アディクションフォーラム	令和5年10月5日 (木) 郡山市音楽・文化交流館（ミュールがくと館）	会場113名	講演「アディクションと回復」 講師 東北会病院 診療部長 奥平 富貴子 先生 体験発表 依存症の当事者 和太鼓演舞

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

ホームページアクセス件数 13,371件/年

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
基礎研修	1日目 令和5年6月27日 10:00～15:30 (Web開催)	54名	①行政説明「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 ②講義「個別相談の進め方」 講師 当センター所長 ③情報提供「当センターの業務について」 報告者 当センター職員 情報提供「ふくしま心のケアセンターについて」 報告者 ふくしま心のケアセンター職員 ③「講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人 桜ヶ丘病院 精神保健福祉士 菅野 正彦 氏
	2日目 令和5年6月28日 10:00～15:40 (Web開催)	60名	①講義1「地域で生活を支えるために ー社会資源の活用ー」 講師 郡山市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員 佐藤 清一郎 氏 (ピアサポーターによるリカバリーストーリー の発表あり) ②情報提供「精神障がい者アウトリーチ推進事業」 「ピアサポーター登録制度について」 報告者 当センター職員 ③事例検討(グループワーク) ④講義 「精神疾患の理解と対応」 講師 内海メンタルクリニック 院長 内海 晴美 氏
テーマ別研修会	①令和5年11月15日 10:30～12:00 (Web開催)	①72名	①講義「子どものSOSに気づくートラウマインフォ ームドの視点から」 講師 子どもの虐待防止センター 山口 有紗 先生
	②令和6年2月9日 13:30～16:00 (対面開催)	②21名	②講義・演習「依存症家族に対する相談・支援の進 め方」 講師 東北会病院 リカバリー支援部相談支援課長 齊藤 健輔 氏
	③令和6年2月27日 13:30～15:30 (Web開催)	③31名	③講義・演習「依存症からの回復を地域で支えるた めに」 講師 福島学院大学福祉学部福祉心理学科 北本 明日香 先生

地域ケア検討会	定例			精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実6事例・延べ8事例
		令和5年5月18日	8名	
		6月1日	11名	
		7月6日	10名	
		9月7日	8名	
		11月2日	8名	
		12月21日	10名	
		2月29日	8名	
	計 7回	計 63名		

【学生実習】

ポラリス保健看護学院	5名
福島看護専門学校	41名
福島東稜高等学校看護専攻科	30名
福島学院大学福祉心理学科	7名
福島大学	2名
福島県立医科大学付属病院	1名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0件	0件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所		355								71			73	499
市町村		251	3		2					207			4	467
福祉事務所		2								0				2
医療施設		951								4			9	64
介護老人保健施設		0								0				0
障害者支援施設		38								5			1	44
社会福祉施設		0								1				1
その他	1	261	2	21	13	2	3	20		86	1	5	45	460
実施件数	1	958	5	21	15	2	3	20	0	374	1	5	132	1,537

(2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

*オンライン参加も含む

ア 保健所等

依頼機関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	ケース会議	医師、保健師、心理判定員、精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（医師、作業療法士）
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員
	市町村自殺対策計画策定支援	医師、保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員
	地域移行研修会	保健師
	ピアサポーター交流会	保健師
	会津障がい保健福祉圏域連絡会	保健師

イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
こども・青少年政策課	福島県再犯防止推進庁内連絡会議	心理判定員
高齢福祉課	福島県介護予防市町村支援委員会	心理判定員
障がい福祉課	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	自殺対策関連打合せ	保健師 自殺対策連携推進員
	精神科病院実地審査	医師
	D P A T 研修会・報告会	保健師、心理判定員
	被災者心のケア事業運営委員会	保健師
	精神保健福祉担当者会議	心理判定員、保健師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	心理判定員
	コロナ心のケア関係	保健師 心理判定員

ウ 教育委員会

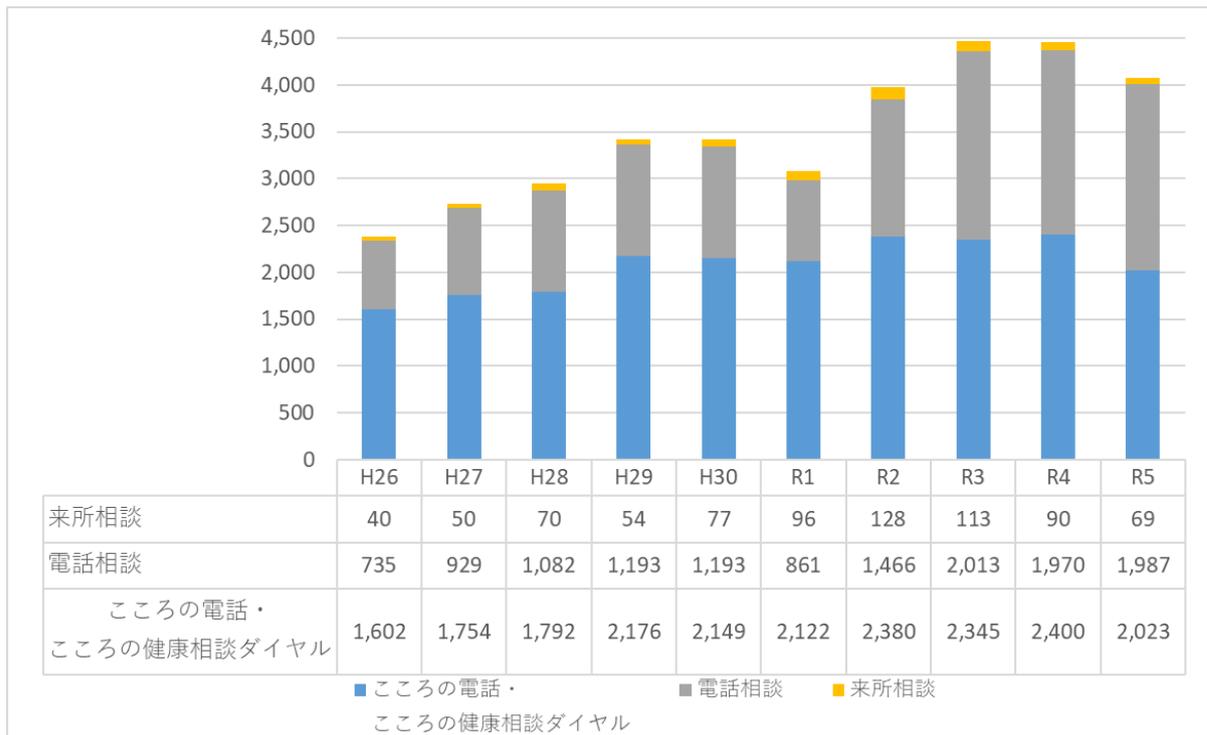
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
	若者自殺対策事業	医師、保健師、心理判定員、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員

エ その他の関係機関

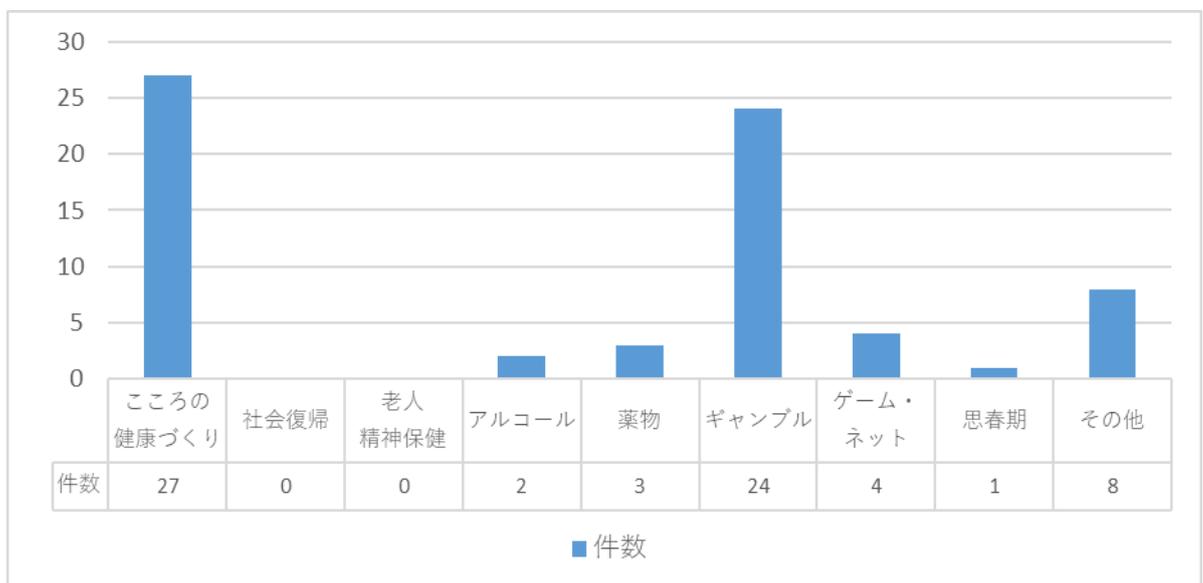
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	被害者等支援連絡協議会	医師（※R5 欠席）
福島保護観察所	薬物再乱用防止ステップアッププログラム	依存症相談員 心理判定員
	引受人座談会	心理判定員、保育士
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	保健師
	心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会	保健師
	心神喪失者等医療観察法福島保護観察所との運営打合せ	保健師
福島刑務所	福島刑務所研究授業	心理判定員
福島刑務支所	福島刑務支所研究授業	保育士
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	総務
	心のケアありかた検討会	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師

4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

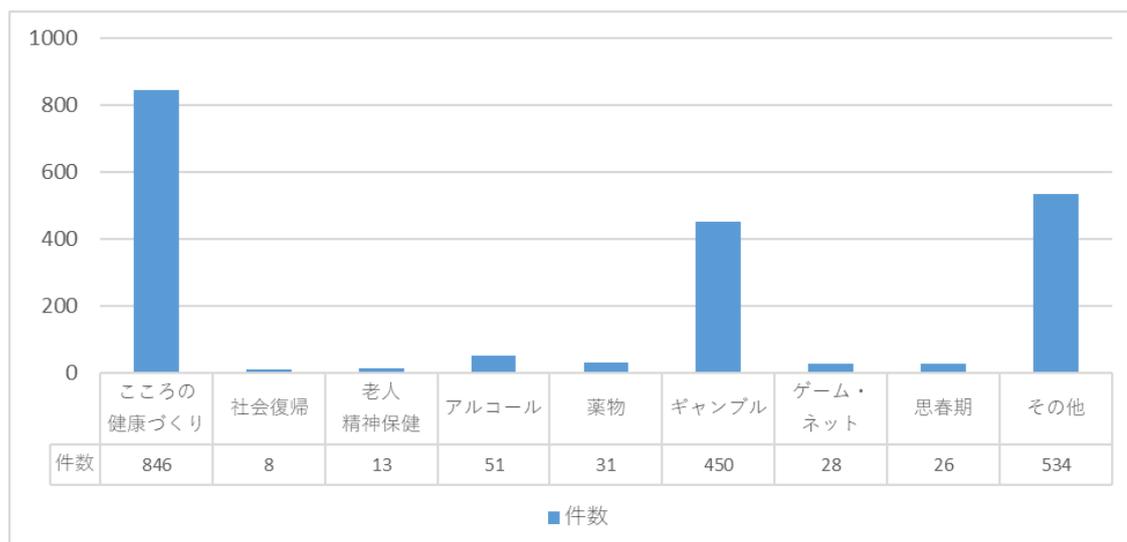
(1) 精神保健福祉相談(来所、センター代表電話・こころの電話・こころの健康相談ダイヤル) 件数の推移 (平成26～令和5年度)



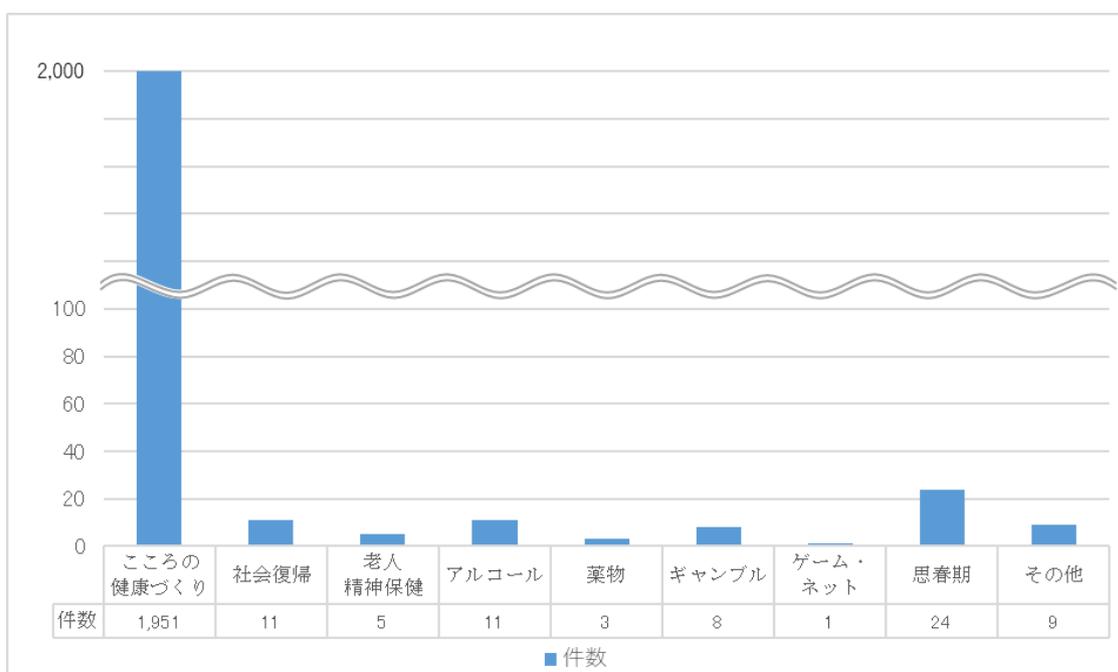
ア 来所による相談 (令和5年度)



イ センター代表電話への相談（令和5年度）



ウ こころの電話・こころの健康相談ダイヤルへの相談（令和5年度）



(2) 精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成28年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。平成31年度からは夜間(17:00~17:15)に受けた相談実績のみ国へ報告しています。

・相談受付日時 月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

・令和5年度相談対応件数 84件 うち 報告相談件数 6件

(3) 相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	9	6	15
再診療者数	10	6	16
診療者総数	19	12	31

イ 診療処理状況

診療実件数	31	投 薬	院内	0
診療延件数	154		院外	138
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	9			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	9		
	血液	0		

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢		年齢							計 (%)
			≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	
F0 症状性を含む器質性精神障害	男									
	女									
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	男									
	女									
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男							1	1	2 (6.5%)
	女								2	2 (6.5%)
F3 気分(感情)障害	男				2	3	3		4	12 (39%)
	女			1	2	3	1			7 (23%)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男									
	女						1			1 (3%)
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男									
	女									
F6 成人の人格及び行動の障害	男									
	女									
F7 精神遅滞	男					3				3 (10%)
	女									
F8 心理的発達の障害	男			1		1				2 (6%)
	女						1			1 (3%)
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男									
	女									
G4 てんかん	男									
	女								1	1 (3%)
その他	男									
	女									
計	男			1	2	7	4		5	19
	女			1	2	4	2		3	12

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

(1) みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域をつくるには、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

当センターにおいては、精神科医療機関職員を対象とした研修会や入院患者と精神障がい者ピアサポーターとの交流会を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの活動体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

ア ピアサポーター活動支援研修

県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知活用促進を図るため、また、精神科病院内の入院患者の退院意欲を喚起するため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員等を対象とした研修会や入院患者との交流会を開催しています。

No.	日時	病院名	内容	参加者
1	令和6年3月4日(月) 14:00~15:00	会津西病院	講義「地域での暮らし～退院後の支援～」 講師：会津若松市障がい者総合相談窓口 浅沼宏泰 氏 体験発表者：ピアサポーター3名	24名
2	令和6年3月21日(木) 15:00~16:30	精神保健福祉センター (Zoom開催)	講義「精神障がいにも対応した地域包括システムの構築について」 講師：相双保健福祉事務所 古川浩愛 氏 体験発表者：ピアサポーター2名	16名
3	令和5年3月28日(木) 10:00~11:30	一陽会病院 イケアハウス ハーモニー	講義「身近にある障がい福祉サービスについて知ろう」 講師：相談支援センターリアン 安田弘子 氏 体験発表者：ピアサポーター3名	35名
4	令和6年3月28日(木) 13:30~14:30	精神保健福祉センター デイルーム	講義「県北圏域のピア活動について」 講師：県北保健福祉事務所 佐藤尚子 氏 グループワーク「フリートーク」	13名

イ 精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備

福島県では、平成23年度から実施している精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知しています。

(ア)登録情報の管理

① 登録制度の改正について

ピアサポーター登録後の状況を定期的に把握し、ピアサポーターとの連携強化と活動促進を図るため、ピアサポーター登録制度を2年ごとの更新制へ改正しました。また、登録している全ピアサポーターへ登録継続の意思確認を行い、登録情報の更新を行いました。

② 登録状況について (R6.3.31現在)

ピアサポーター登録者数 86人 協力事業所登録数 45ヶ所

(イ)ピアサポーター事例集による周知

下記事例集をホームページへ掲載、関係機関等からの問合せに応じて配布しました。

事例集の名称「精神疾患からのリハビリPart1～ピアサポーターの声～」

(ウ)精神保健福祉瓦版ニュースへの掲載

県内のピアサポーターの活動を紹介するため、連載記事を掲載しました。

ウ 関係機関への支援

当センターでは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、福島県内で実施されている各種事業に協力しております。

(ア)福島県精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(イ)地域移行ネットワーク強化研修及び各圏域検討会への協力

行政説明の実施等。

(ウ)ピアサポーター活動支援事業(県委託事業)への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(エ)福島県自立支援協議会への協力

福島県自立支援協議会 人材育成部会へ部会構成員として参加。

福島県自立支援協議会へオブザーバーとして参加。

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

当センターでは、平成30年7月より精神障がい者の地域生活の定着を促進するための支援体制を構築することを目的として「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業」の実施を開始しました。居宅生活を送っている精神障がい者で、未受診・受療中断・病状不安定等により日常生活の危機が生じている支援対象者に対して、多機関・多職種チームによる地域生活継続のための支援を実施しております。

ア 個別支援の実施

支援対象者 25名 (R5.4.1～R6.3.31支援実数)

(内訳 未受診2名、受療中断21名、病状不安定2名)

ケース会議への出席 138回

アセスメント同行訪問 18回

継続的同行訪問 118回

イ 研修会の開催

アウトリーチ推進事業従事者の資質向上を図り、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指すことを目的に研修会を開催しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	令和5年10月18日(水) 10:30～ 15:00	Web開催	事業説明 「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要について」 福島県精神保健福祉センター 保健技師 舟田 莉佳 講演 「専門職の理解のためのリハビリの再整理」 講師 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 精神保健サービス評価研究室長 山口 創生 氏 体験発表 「リハビリについての体験発表」 発表者 ピアサポーター 3名 ディスカッション ピアサポーター 3名 福島県精神保健福祉センター アウトリーチ推進事業専門員・医師 佐々木 太士 保健技師 舟田 莉佳	58名

2	令和6年1月 31日(水) 13:30~ 15:20	Web開催	事業説明 「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業 の概要について」 福島県精神保健センター 保健技師 舟田 莉佳 講演 「リフレクティングの実践を学ぶ」 講師 福島県立医科大学看護学部家族看護学部門 精神看護学担当 准教授 大川 貴子 氏	71名
---	-------------------------------------	-------	---	-----

ウ 評価検討委員会の開催

関係機関（行政、医療機関、障がい福祉サービス事業所、当事者会、家族会等）との活動状況評価・検討を行い、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及に向けた協議を行うために評価検討委員会を開催しました。

- (ア) 日時 令和6年2月21日(水) 13:30~15:30
- (イ) 場所 精神保健福祉センター 児童診察室 (Web開催)
- (ウ) 内容
- 今年度のアウトリーチ推進事業の実施について
福島県精神保健福祉センター アウトリーチ推進事業専門員
(ふくしま医療センターこころの杜 医師) 佐々木 太士
 - アウトリーチ推進事業を利用して
会津保健福祉事務所 保健技師 笠原 茉奈実 氏
会津若松市若松第1地域包括支援センター 社会福祉士 加藤 綾乃
事業利用者家族
進行 福島県精神保健福祉センター 保健技師 舟田 莉佳
 - 質疑応答・意見交換
- (エ) 参加者 20名

また福島県では、県内相双地域における「震災対応型アウトリーチ推進事業」を「NPO法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

ア 市町村自殺対策主管課長及び担当者会議・研修会の開催

市町村における自殺対策の取組の推進を支援するための会議・研修会を開催しました。

- (ア) 第1回
- 日時 令和5年5月11日(木) 13:30~16:30
- 開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会
- 参加者 86名
- 内容 ①行政説明 I 「令和5年度福島県自殺対策事業について」
福島県庁 障がい福祉課担当者
II 「自殺対策推進状況調査・確認シートの提出について」
精神保健福祉センター担当者
- ②講義 「新たな自殺総合対策大綱を踏まえた、市町村自殺対策計画の見直し・策定について」
厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
地域連携推進部 小牧 奈津子 氏
- ③グループワーク 「今年度の事業計画の共有と自殺対策事業における課題について」
- (イ) 第2回
- 日時 令和6年1月24日(水) 13:30~15:50
- 開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 64名

内容 ①行政説明 「県内の自殺対策計画の策定・見直しの状況について」
精神保健福祉センター担当者

②講義 「新たな地域自殺対策政策パッケージを踏まえた町村における施策の方向性及び取り組みの進め方について」

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
地域連携推進部 小牧 奈津子 氏

③グループワーク 「各市町村における施策の方向性及び取り組みの進め方について」

イ 市町村自殺対策計画策定及び進行管理への支援

平成28年改正の自殺対策基本法において、全ての市町村が策定することとされている自殺対策計画について、市町村及び保健福祉事務所に対して計画策定及び進行管理にかかる支援及び情報提供を行いました。

○市町村自殺対策計画策定済み市町村数（令和6年3月末現在） 57市町村（96.6%）

(ア) 保健福祉事務所への支援

相双保健福祉事務所（双葉町及び葛尾村自殺対策計画策定にかかる技術支援）

会津保健福祉事務所（三島町自殺対策計画策定にかかる技術支援）

(イ) 市町村への支援

白河市（白河市長和5年度第1回自殺対策庁内連携会議及び部会において、市町村自殺対策計画の見直し・策定について説明。）

南相馬市（令和5年度南相馬市自殺対策ネットワーク会議において、自殺対策の考え方と進め方について説明。）

(ウ) 「自殺対策推進状況調査」「確認シート」の提出依頼
全自治体提出済み。

(エ) 自殺対策のための情報交換メール（JJメール）による情報提供・相談
・随時対応。

ウ 若者自殺予防事業

福島県における若年層の自殺の状況としては、全国より高い自殺死亡率で推移しており、全国の自殺死亡率と比較し統計的に有意に高くなる年もあり、若年層の自殺は依然、深刻な問題です。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、当センターでは、平成27年度から若年層に対する事業を強化し実施しています。

(ア) 若者自殺予防教育に関わる人材育成研修会

学校における自殺予防教育に対応できる人材を育成するために、基本的知識や技術の習得を図る研修会を開催しました。

日時 令和5年8月22日（火）13:15～16:20

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 66名

内容 ○講義 「若者の自殺の動向と学校における自殺予防教育の考え方」
中央大学人文科学研究所 客員研究員（元防衛医科大学校 精神看護学講座 教授）
高橋 聡美 氏

○情報提供 「『自殺予防教育のための指導者の手引き』について」
精神保健福祉センター担当者

○実践報告 「手引きを用いたストレス対策・自殺予防教育の実施といわき市における取組について」

いわき市保健所 地域保健課 精神保健係主任保健技師 野崎 美徳 氏

○情報交換・全体共有 「学校等における自殺予防に関する取組と課題について」

(イ) 自殺予防教育に関する教材及び若者自殺予防啓発用グッズの配布

福島県教育委員会と共同で作成した教材（令和2年度に県内の全高等学校等へ配付）を追加配付しました。
また、援助希求や援助提供等の自殺予防に必要な知識や適切な相談窓口を普及啓発するため、若者自殺予防啓発用グッズを配布しました。

①「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」の配付

配布先 市町村、県外の精神保健福祉センター、学生実習 等

配付数 59部

②「ストレス対策ガイドブック（高校生）」

配布先 磐城第一高校、市町村、県外の精神保健福祉センター、学生実習 等

配付数 146部

③その他、希望のあった市町村、保健福祉事務所、相談支援事業所等の関係機関に配布

配布グッズ 「こころらっくすノート」「こころらっくすシール」

(ウ) 技術支援・技術協力

①学生実習（実施回数5回）

内 容 講話「自殺の現状と自殺予防」「自殺対策への関わり方」「自殺対策の考え方・関わり方」

福島県自殺対策推進センター 自殺対策連携推進員

受講者数 85名（ポラリス保健看護学院 5名、福島看護専門学校 41名、福島東稜高等学校看護専攻科 30名、福島学院大学福祉心理学科 7名、福島大学 2名）

②福島県磐城第一高等学校における自殺予防教室

日 時 令和5年11月8日（水）13：15～15：05

参加者 43名（生徒36名、教員7名）

内 容 自殺予防教育のための指導者の手引きに基づく、SOS の出し方、聞き方に関する授業

③福島県立修明高等学校における職員研修

日 時 令和6年2月21日（水）15：30～16：30

参加者 13名（教職員）

内 容 自傷行為等がみられる生徒への対応方法に関する校内研修

エ 自死等遺族への支援

(ア) 自死等遺族支援者研修会の開催

自死遺族の支援にかかわる関係者が、遺族の心情に配慮した対応ができるよう理解を深めるとともに、遺族が必要とする支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するため、研修会を開催しました。

日 時 令和6年3月13日（水）13：30～16：30

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 54名

内 容 ○講義 「自死遺族等のこころの理解と支援について」

福島県立医科大学 小児・精神看護学部門 講師 佐藤 利憲 氏

○情報提供 「福島県内の自死等遺族支援団体の取組について」

NPO 法人グリーフサポートセンター福島れんげの会

自死遺族自助グループ えんの会

NPO 法人 ReLink

○情報交換・全体共有 「遺族を支えるために私たちができること」

(イ) 自死遺族等への支援リーフレットの配布

希望があった市町村、保健福祉事務所、関係機関に配付しました。

リーフレット「大切な人を突然に亡くされた方へ」 2335部

(ウ) 自助団体（自死遺族等支援）への支援

自助団体活動の周知：リーフレット、講演会等チラシの設置

(エ) 保健福祉事務所、関係機関等への技術支援

自死遺族及び支援者、関係者等への対応に関する支援（電話・メール、リーフレット送付等）

(2) 対面型相談支援事業（自殺未遂者サポート事業）

自殺未遂者支援者研修会

自殺未遂者等の支援に関わる地域の支援関係者が、自殺に追い込まれる背景や、支援に必要となる知識について理解を深めることで、地域の支援力の向上、及び、地域の関係機関との連携体制構築を目指し、研修会を開催しました。

日 時 令和6年2月15日（木）13：30～15：30

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 78名

内 容 ○講義 「『助けて』が言えない人々とつながり、支援を届ける」

大津市保健所 保健予防課 いのちをつなぐ相談員 奥田由子 氏

○情報交換・全体共有 「自殺未遂者の支援にあたっての思い」

(3) こころの健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ① 名称 こころの健康相談ダイヤル
- ② 開設 平成21年9月～（令和3年2月8日～ 夜間対応開始）
- ③ 受付時間 平日（月～金） 9：00～17：00
18：30～22：30（民間団体対応。相談受付22：00まで）
- ④ 相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤ 相談員 保健師、看護師
- ⑥ 相談件数 2,023件（内訳P6 こころの健康相談ダイヤルへの相談のとおり）

(4) 普及啓発事業

自殺対策関連のグッズを作成し関係機関へ配布しました。

各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<令和5年度 改訂>

「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」 15,000部

<ホームページ掲載>

- ① 生徒への自殺予防授業用テキスト 「ストレス対策ガイドブック（高校生版）」
- ② 指導者のための自殺予防テキスト 「学校における自殺予防（平成30年版）」
- ③ 指導者のための自殺予防テキスト
「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」
- ④ 市町村で自殺対策を進めるためのマニュアル 「市町村で自殺対策を進めるために」
- ⑤ 若者の自殺対策に関わる支援者のためのテキスト 「若者の心を支える」
- ⑥ 相談窓口案内リーフレット 「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」
- ⑦ 自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット 「大切な人を突然亡くされた方へ」
- ⑧ うつ病予防パンフレット 「あなたのこころは元気ですか？～うつ病への気づきと対応～」
- ⑨ 薬物関連リーフレット 「薬物の問題で悩んでいませんか？」
- ⑩ 「誰でもゲートキーパー」
- ⑪ アルコール関連リーフレット 「お酒の量が増えていませんか？」
- ⑫ アルコール関連リーフレット 「家族のアルコール問題で困っていませんか」
- ⑬ 社会資源情報ハンドブック2024

(5) 自殺対策のための情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者(市町村・保健福祉事務所)がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者(支援者)間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立っています。

ア 定期的メールによる情報提供

令和2年度以降、引き続き「自殺対策メールマガジン」を発行しました(計4回 累積25回)。

自殺対策に関するテーマの特集記事と、アクションのページを主に掲載。

【特集】自殺対策の根本となる考え方、地域自殺対策計画、人権教育は自殺対策の取組になる、生きることの促進要因

【アクションのページ】ネット・ゲーム障がいへの取り組み、依存症本人対象の回復プログラム、依存症と人権について

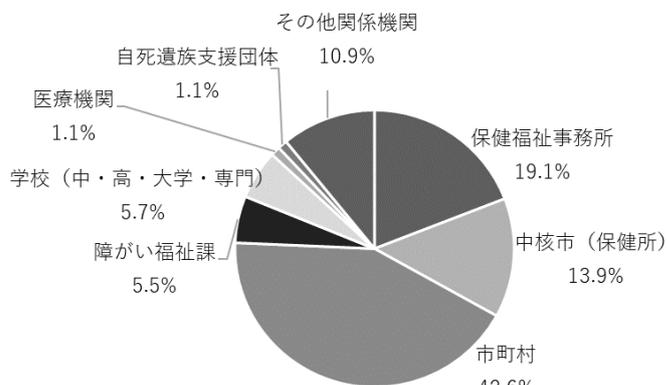
イ 随時のメールによる情報提供・助言

メール・電話による問い合わせを受け付け、回答しました。

市町村からの相談が最も多く、前年度と比較して自殺対策計画策定・見直しに関する相談件数が大きく増加しました。

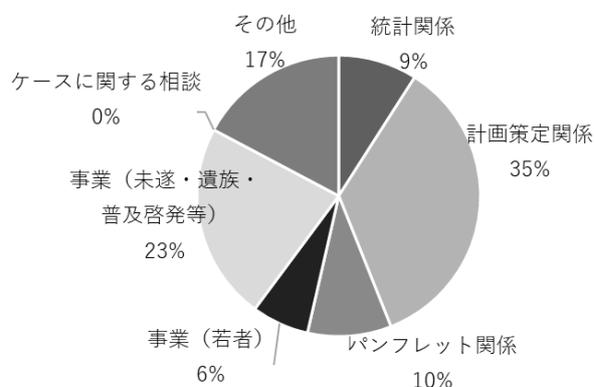
問合せ機関	実(件)	延(件)
保健福祉事務所	57	70
保健所(中核市)	38	51
市町村	83	156
障がい福祉課	18	20
学校(中・高・大学・専門、養護教諭)	17	21
医療機関	4	4
自死遺族支援グループ	4	4
その他関係機関	36	40
合計	257 (前年 337)	366 (前年 490)

(R6.3月末)



相談内容	実(件)	延(件)
統計関係	24	33
計画策定・見直し関係	53	128
パンフレット関係	26	35
事業(若者)	17	24
事業(未遂・遺族・普及啓発等)	78	83
ケースに関する相談	0	0
その他	59	63
合計	257 (前年 337)	366 (前年 490)

(R6.3月末)



(6) 自殺対策事業の技術支援（自殺対策計画策定支援、若者自殺予防事業を除く）

ア 保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議等への協力、情報提供等（依頼により実施）

- (ア) 南会津保健福祉事務所
南会津地域自殺対策推進協議会（令和5年8月23日） 地域における自殺対策の進め方について説明
- (イ) 県中保健福祉事務所
県中地域自殺対策連絡協議会（令和5年8月28日） 第4次福島県自殺対策推進行動計画の概要について説明
- (ウ) 県北保健福祉事務所
県北管内自殺対策協議会（令和6年1月18日）
- (エ) 会津保健福祉事務所
会津地域自殺対策推進協議会（令和6年1月18日） 警察統計に基づく自殺の現状と相談対応について講話
- (オ) 相双保健福祉事務所
相双地域自殺対策推進協議会（令和6年1月30日） 自殺の現状と県の計画について情報提供

イ 障がい福祉課が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等（依頼により実施）

福島県自殺対策推進協議会（令和6年3月25日） 事務局として参加。自殺の現状および分析を報告。

ウ 民間団体等が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等（依頼により実施）

- (ア) 福島県臨床心理師会スクールカウンセリング委員会
福島県スクールカウンセラー合同研修会（令和5年8月20日） 精神保健福祉センターの取組みについて説明
- (イ) 公益財団法人福島県生活衛生営業指導センター
生営業経営者セミナー（令和6年10月2日） 「心身ともに健康であるために」というテーマで、自分自身のストレスへの気付きと対処法、周囲の人の変化に気づいて話を聞く等のゲートキーパーの役割について説明。

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師、心理判定員
- ④相談件数 10件
 - 相談内容 思春期 7件、こころの健康づくり 1件、うつ・うつ状態 2件
 - 相談者 本人のみ 1件 家族のみ 3件 本人と家族 6件
 - 相談結果 助言終了 10件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。（対象者 一般県民及び関係者）

- ①日時 令和5年8月4日（金） 13:30～15:30
- ②開催方法 オンラインと会場視聴のハイブリッド開催
- ③内容 講演「不登校とゲーム・ネット」

④参加者 オンライン103名、会場20名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症患者及び家族)

① 日 時 原則毎月第3水曜日 10回
第3木曜日 12回

場 所 精神保健福祉センター

② 相談員 精神科医(非常勤嘱託医1名)、回復施設スタッフ(1名)

③ 相談件数 実 14件 延べ 19件

(2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。

精神保健福祉センター

①日 時 毎月第3木曜日 13:30~15:30

②開催回数 10回

③内 容 CRAFTプログラムによるセッションおよびグループミーティング

④参加者 実22名、延べ79名

9 依存症相談拠点事業

国が定める依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を精神保健福祉センター内に設置しています。(令和2年4月1日)

実施体制として、依存症相談員を配置し、医療機関、民間団体・回復施設、関係機関との十分な連携体制を整備し、依存症関連問題に対応します。

(1) ギャンブル関連相談事業

ギャンブルの問題を抱える当事者及び家族支援として、下記の事業を行いました。

(ア) ギャンブル障がい当事者の回復支援

・SAT-G(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)

①日 時 毎月第3火曜日 13:30~15:00(2クール実施(1クールは4~5回))

②場 所 精神保健福祉センター

③参加者数 参加者数-実3人 延べ11人

・SAT-G ライト(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム・ライト)

①日 時 随時

②場 所 精神保健福祉センター

③参加者数 参加者数 当事者 実1人 延べ1人

支援者 実1人 延べ1人

(イ) ギャンブル家族ミーティング

- ①日 時 毎月第2木曜日 13:30～15:30
- ②場 所 精神保健福祉センター
- ③内 容 CRAFT教材を用いたプログラムとミーティング
- ④開催回数 10回
- ⑤参加者数 実12人 延38人

(2) ネット・ゲーム関連相談事業

ネット・ゲームの問題を抱える家族を対象に下記の事業を行いました。

ネット・ゲーム依存家族教室

- ①日時 毎月最終金曜日 13:30～15:30
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③CRAFT、ペアレントトレーニングを取り入れたプログラムとミーティング
- ④開催回数 8回
- ⑤参加者数 実14人 延31人

(2) アディクション関連相談スタッフミーティング

ミーティングの目的

■関係機関におけるアディクション関連問題への取り組み状況の共有と地域で支えるネットワークづくり・顔の見える関係づくり

■アディクション、依存症関連問題の理解促進

■依存症者当事者・家族へのタイムリーな支援体制の検討

■相談支援者等の自己研鑽と支援にあつてのストレス軽減

①対 象：県相談機関、国司法関係機関、県内精神科病院、相談支援事業所等の支援者

②場 所：福島県保健衛生合同庁舎4階 中会議室 / 福島市市民会館

	開催日・参加者	実施内容
1	令和5年6月16日 参加者： 19名	・依存症について 講師：当センター依存症相談員 ・事例検討 ・各機関の取り組みについて
2	令和5年10月20日 参加者： 15名	・摂食障害について 講師：香山 雪彦 先生 ・グループワーク
3	令和6年2月2日 参加者： 44名	・情報提供 ・自助グループについて 講師：AA、断酒会、そうだ！CODAふくしま、NA、 ナラノン、GA、ギャマノン、磐梯ダルク ギャンブル依存症家族の会福島
	計 78名	

10 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ、アディクション関連（薬物、アルコール、ギャンブル、共依存等）、自死遺族等
------------	--

	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他
支援回数等	3	4	13	1

11 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

(1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）
予備委員数 26名（合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員／医療委員12名、法律委員6名、学識委員8名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回／月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回／年

(2) 届出書類の審査状況

種類	項目 件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療保護入院者の入院届	2,651	2,651	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	31	31	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,468	1,468	0	0	0
合計	4,150	4,150	0	0	0

(3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態			請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審 査 件 数	未 処 理
		任 意	医療 保護	措置	退院	処遇 改善	男	女		実施 件数	書面 件数		
平成31年度受理	43	0	37	6	36	7	31	12	13	26	3	31	2
令和2年度受理	54	0	51	5	49	5	35	19	19	31	6	34	5
3年度受理	60	0	52	8	52	8	33	27	16	37	4	46	3
4年度受理	48	1	41	6	*45	*4	32	16	15	30	3	31	5
5年度受理	46	0	35	11	*45	*4	29	17	24	21	1	27	0

令和4年度請求区分における「*」は退院、処遇改善同時申請が1件及び未処理退院請求1件があったため今回修正。

令和5年度請求区分における「*」は退院、処遇改善同時申請が3件

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 27病院

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。 審査件数 3件

12 災害時精神医療体制整備事業

(1) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修開催のほか、国DPAT事務局主催訓練・研修会等への参加や、有事対応体制・資機材等の整備を進めております。

(2) 災害等発生時の心のケア事業

新型コロナウイルス感染症に関する心のケア

新型コロナウイルス感染症流行に伴って生じる不安感やストレスに対して、精神保健上の相談支援や、地域における心のケア体制の確保等を行いました。

①相談支援

・心のケア支援員等による相談対応 相談件数 274件

②地域における心のケア体制の確保

③関係機関との連携・技術支援

④研修・広報

13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けたい方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 年間申請件数 9,787件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和5年度	733	5,040	3,857	9,630

③不承認件数 157件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和5年度	1,424	9,375	7,107	17,906

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数）	31,412件 (2,790件)
②承認件数	31,411件
③不承認件数	1件
④年度末所持者数	32,453人

Ⅲ 参考資料

1 精神科病床を有する医療機関数、在院患者数

	病院数	届出病床数	措置入院受入可能 病床数	在院患者数
全病院	30	5,137	381	4,077
特定機能病院	1	49	49	20
地域医療支援病院	3	135	9	91
一般病院	3	422	13	286
精神科病床のみを有 する病院	23	4,531	310	3,680
国立・都道府県立精 神科病院等	2	197	197	92
指定病院	21	4,479	184	3,658
出典：630調査（令和6年6月30日）				

2 在院患者数（性、年代、病類別）

疾患名	総数	年齢階級別患者数																
		20歳未満			20歳以上40歳未満			40歳以上65歳未満			65歳以上75歳未満			75歳以上				
		男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明		
F0 症状性を含む器質性精神障害	965	0	0	0	4	3	0	56	20	0	107	60	0	278	437	0	0	0
F00 アルツハイマー病型認知症	578	0	0	0	0	1	0	19	4	0	39	31	0	175	309	0	0	0
F01 血管性認知症	55	0	0	0	0	0	0	2	2	0	11	2	0	24	14	0	0	0
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	332	0	0	0	4	2	0	35	14	0	57	27	0	79	114	0	0	0
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	130	0	0	0	5	2	0	52	10	0	32	3	0	24	2	0	0	0
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	104	0	0	0	5	1	0	40	5	0	29	3	0	20	1	0	0	0
覚せい剤による精神及び行動の障害	7	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用	19	0	0	0	0	1	0	7	4	0	3	0	0	3	1	0	0	0
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,192	0	6	0	61	54	0	458	383	0	398	370	0	172	290	0	0	0
F3 気分(感情)障害	398	0	5	0	9	16	0	56	61	0	54	66	0	42	89	0	0	0
F30-31 躁病エピソード・双極性感情障害(躁うつ病)	209	0	3	0	5	6	0	35	35	0	33	36	0	24	32	0	0	0
F32-39 その他の気分障害	189	0	2	0	4	10	0	21	26	0	21	30	0	18	57	0	0	0
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	88	5	11	0	8	9	0	2	17	0	9	12	0	5	10	0	0	0
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	16	0	5	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	8	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0
F7 精神遅滞(知的障害)	155	1	1	0	20	11	0	38	22	0	20	22	0	8	12	0	0	0
F8 心理的発達障害	56	2	3	0	16	10	0	16	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	5	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
てんかん(F0に属さないものを計上する)	48	0	0	0	1	1	0	17	4	0	10	5	0	6	4	0	0	0
その他	16	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	3	0	5	3	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計*	4,077	9	31	0	125	120	0	697	530	0	633	542	0	540	850	0	0	0

*大項目の総和を算出。

疾患名	総数	入院形態別患者数**															
		措置入院			医療保護入院			任意入院			その他の入院						
		男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明				
F0 症状性を含む器質性精神障害	965	0	0	0	329	317	0	116	203	0	0	0	0	0	0	0	0
F00 アルツハイマー病型認知症	578	0	0	0	171	209	0	62	136	0	0	0	0	0	0	0	0
F01 血管性認知症	55	0	0	0	26	10	0	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	332	0	0	0	132	98	0	43	59	0	0	0	0	0	0	0	0
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	130	1	0	0	51	5	0	61	12	0	0	0	0	0	0	0	0
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	104	1	0	0	42	3	0	51	7	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤による精神及び行動の障害	7	0	0	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用	19	0	0	0	5	2	0	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,192	15	3	0	561	565	0	509	533	0	4	2	0	0	0	0	0
F3 気分(感情)障害	398	2	0	0	57	82	0	102	155	0	0	0	0	0	0	0	0
F30-31 躁病エピソード・双極性感情障害(躁うつ病)	209	2	0	0	40	38	0	55	74	0	0	0	0	0	0	0	0
F32-39 その他の気分障害	189	0	0	0	17	44	0	47	81	0	0	0	0	0	0	0	0
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	88	0	0	0	12	22	0	17	37	0	0	0	0	0	0	0	0
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	16	0	0	0	0	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	8	0	2	0	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
F7 精神遅滞(知的障害)	155	0	0	0	54	43	0	33	25	0	0	0	0	0	0	0	0
F8 心理的発達障害	56	0	0	0	29	16	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	5	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
てんかん(F0に属さないものを計上する)	48	0	0	0	15	6	0	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	16	0	0	0	5	6	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計**	4,077	18	5	0	1,115	1,078	0	867	988	0	4	2	0	0	0	0	0

**「措置入院」には、緊急措置入院を含む。「その他の入院」には、応急入院、鑑定入院、医療観察法による入院を含む。

※令和5年6月30日0時現在

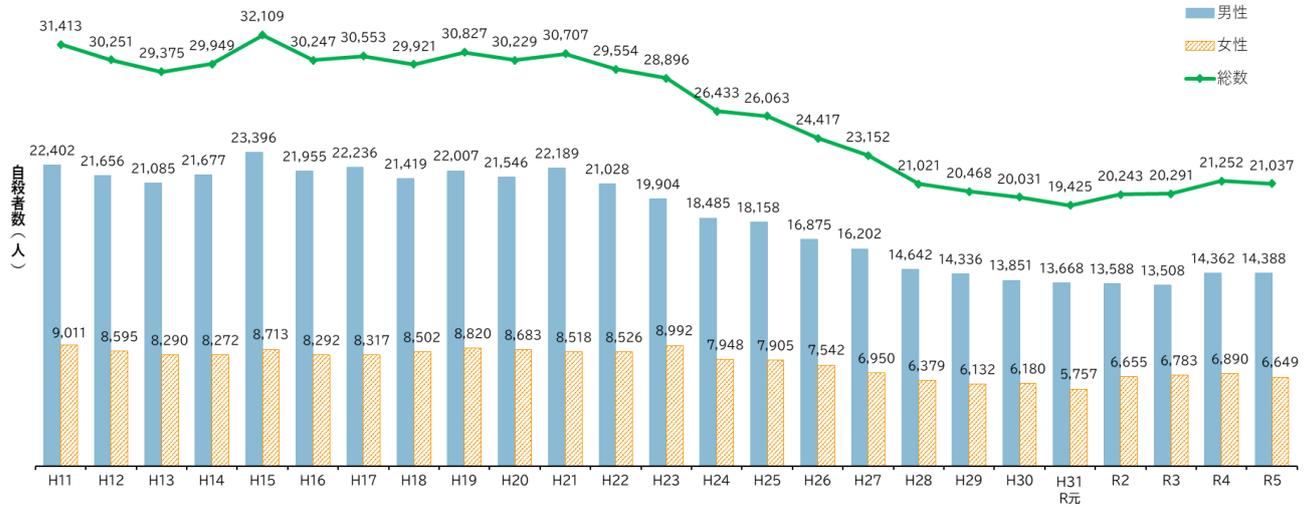
出典：630調査（令和5年6月30日）

3 自殺者数の推移

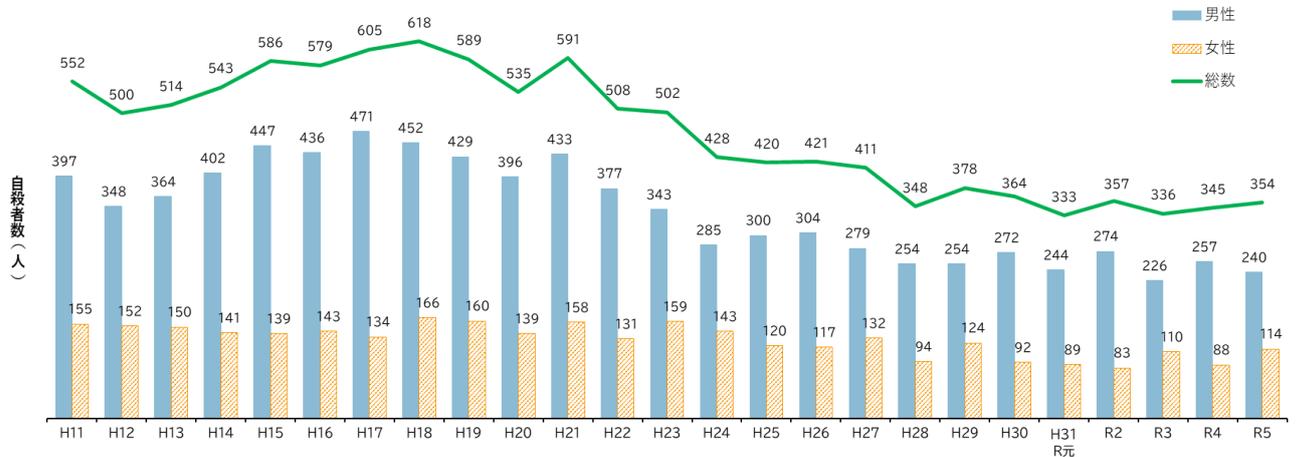
((平成11 - 令和5年 全国・福島県)

厚生労働省 人口動態統計(確定数)を基に作成

全国



福島県



令和5年度

福島県精神保健福祉センター所報（第52集）

発行日 令和7年3月

発行者 福島県精神保健福祉センター

〒960-8012 福島市御山町8番30号

TEL (024) 535-3556

FAX (024) 533-2408

E-mail seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>